

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>別表第一(第四条の二関係) 劇物 一〇十一の八 (略) 十一の九 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (33) (略)</p> <p>(34) N—(—シアノ—・—ジメチルプロピル)—ニ—(—四—ジクロロフェノキシ(プロピオンアミド及びこれを含有する製剤</p> <p>(35) N—「(RS)—シアノ(チオフエン—ニ—イル)メチル」 —四—エチル—ニ—(エチルアミノ)— —五—カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤</p> <p>(36) 四—シアノ—四—ビフェニル トランス—四—エチル— —シクロヘキサニカルボキシラート及びこれを含有する製剤</p> <p>(37) (144) (略)</p> <p>十二〇十九 (略)</p> <p>十九の二二・四—ジクロロ—α・α・α—トリフルオロ—四— トロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルフアミド)及</p>	<p>別表第一(第四条の二関係) 劇物 一〇十一の八 (略) 十一の九 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (33) (略)</p> <p>(34) N—(—シアノ—・—ジメチルプロピル)—ニ—(—四—ジクロロフェノキシ(プロピオンアミド及びこれを含有する製剤</p> <p>(35) 四—シアノ—四—ビフェニル トランス—四—エチル— —シクロヘキサニカルボキシラート及びこれを含有する製剤</p> <p>(36) (143) (略)</p> <p>十二〇十九 (略)</p> <p>十九の二二・四—ジクロロ—α・α・α—トリフルオロ—四— トロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルフアミド)及</p>

びこれを含む製剤。ただし、二・四―ジクロロ― α ・ α ・ α ―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンシルホンアニリド〇・三%以下を含むものを除く。

二十 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含む製剤

二十一から二十四まで 削除

二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフエニルクロトナート(別名ジノカップ)及びこれを含む製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフエニルクロトナート〇・二%以下を含むものを除く。

二十四の三〇六十八 (略)

びこれを含む製剤。ただし、二・四―ジクロロ― α ・ α ・ α ―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンシルホンアニリド〇・三%以下を含むものを除く。

二十から二十四まで 削除

二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフエニルクロトナート(別名ジノカップ)及びこれを含む製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフエニルクロトナート〇・二%以下を含むものを除く。

二十四の三〇六十七 (略)